

歳末たすけあい募金配分事業

生活援護品支給事業のご案内

10月1日より全国一斉に、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに「歳末たすけあい運動」が展開され、毎年たくさんの市民の方から、あたたかい善意をお寄せいただいております。この善意を市内の要援護世帯に「生活援護品（桶川市内共通お買い物券）」として支給いたします。

支給を希望される方は、申込書と証明書類の提出をお願いします。

支給が決定された方へは、年末に書留郵便にてお届けいたします。

対象となる世帯について

☆ 桶川市に居住され、世帯員全員が令和7年度市県民税非課税の世帯（※生活保護世帯は対象となりません。）のうち、世帯員に下記のいずれかの条件にあてはまる在宅生活する方がいる世帯。

- 身体障害1・2級、療育手帳④・A、精神障害1級の障害手帳所持者
- 児童扶養手当証書の発行を受けている者

☆ 預貯金や不動産収入などがあつたり、親族等から援助を受けられたりする世帯はご遠慮くださるようお願いいたします。

お申込の方法について

☆ 必要な書類

①申込書…桶川市社会福祉協議会・桶川市役所税務課・駅西口出張所・桶川東公民館の窓口にあります。

また、桶川市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

②世帯員全員分の住民票（申込日より直近3ヶ月以内有効）

③令和7年度市県民税非課税証明書（申込日より直近3ヶ月以内有効）

…16歳以上の世帯員全員分を添付してください。

④該当する条件を証明する書類…障害手帳の写し、児童扶養手当証書の写し

☆ 申し込み先

上記の全てをそろえて、持参または郵送により下記申し込み先へ提出ください。

☆ 申し込み期限

令和7年11月25日（火）まで

申込み・問い合わせ先

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会	地域支えあい課	地域福祉係
住 所	〒363-0012	桶川市末広2-8-8
電 話	048-728-2221	